

栗東市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく栗東市職員措置請求の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月24日

栗東市監査委員 井之口 秀 行  
栗東市監査委員 中 野 光 一

栗東市職員措置請求にかかる監査結果

第1 請求人

住所 栗東市  
氏名

第2 請求内容

本件請求の内容は、次のとおりであると認めた。

1 請求の要旨

(株)TSRと(株)CSRへの企業事業資金貸付金に関し約9億円が回収不能となった。平成16年4月23日の最高裁判決にて、地方自治体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。とされ、地方自治法施行令第171条に従って管理されなくてはならない。しかし本市では市長による反復しての不作为、則ち違法な「財産の管理を怠る事実」により莫大な損害が生じた事が、情報公開した「弁済期日後の経緯」他で明らかになった。又、損害の確定に当たる不納欠損処理は令和3年11月26日に行われ、市長は議会に報告義務があるのに報告しておらず市民は令和4年8月1日の栗東市広報・議会だよりで知ったものである。

この項目の行為を違法として監査の請求をするものです。

2 請求内容

栗東市は、違法な「財産の管理を怠る事実」により元金と利息合計の8億9,358万7,513円の回収不能の損害を生じさせた市長に対する損害賠償請求をせよ。

第3 請求の受理

本件請求は、令和4年9月26日に提起され、請求要件を具備しているとして受理した。

#### 第4 監査の執行

##### 1 監査の期間

令和4年9月26日から令和4年11月22日まで

##### 2 監査の対象部署

総務部総務課

##### 3 請求人の陳述及び証拠提出

令和4年10月5日に請求人の陳述を聴取した。請求人から事実証明書のほかに証拠の提出はなかった。

##### 4 関係人の陳述及び証拠提出

令和4年10月21日及び11月1日に弁明書の提出があり、11月1日に総務部長、総務課長等、関係人の陳述を聴取した。

#### 第5 監査対象事項

請求の要旨及び陳述の内容から、次の事項を監査対象とした。

市議会「企業事業資金貸付金特別委員会」の報告にある市が節目として決断すべきタイミング、すなわち「平成24年3月の貸金返還請求事件第6回弁論準備期日において、相手方（貸付先(株)TSR）が「認諾」した時、平成27年9月の公正証書に基づく(株)CSRの返済期限が到来した時、平成25年2月から始まった住民訴訟の平成28年12月に第2審判決が出た時」の各時点において、貸付金債権について、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなかったと言えるか。

#### 第6 監査の結果

##### 1 主文

本件請求を棄却する。

##### 2 理由

###### (1) 関係法令

地方自治法第240条

地方自治法施行令第171条

栗東市企業事業資金貸付条例

栗東市企業事業資金貸付条例施行規則

###### (2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 平成12年9月29日に(株)TSR（当時社名：(株)ジェイティアール）に3億円の

- 貸付を行った。弁済期限を平成22年9月28日とした。
- イ 平成12年12月26日に㈱T S R（当時社名：㈱ジェイティアール）に2億円の貸付を行った。弁済期限を平成22年12月25日とした。
- ウ 平成14年6月20日に㈱C S R（当時社名：㈱ジェイティアールたばこサービス）に3億円の貸付を行った。弁済期限を平成24年6月19日とした。
- エ 平成15年3月31日に㈱C S R（当時社名：㈱ジェイティアールたばこサービス）に2億円の貸付を行った。弁済期限を平成25年3月30日とした。
- オ 平成22年9月28日に㈱T S Rの3億円貸付に係る弁済期日が到来した。
- カ 平成22年12月25日に㈱T S Rの2億円貸付に係る弁済期日が到来した。
- キ ㈱T S Rに対して、平成22年9月24日に3億円貸付に係る請求を、平成22年12月17日に2億円貸付に係る請求を、それぞれ行った。
- ク ㈱T S R及び連帯保証人に対して、3億円貸付に係る督促を平成22年10月5日に、催告を平成22年10月18日に、担保金相殺請求予告を平成23年1月31日にそれぞれ行った。
- ケ ㈱T S R及び連帯保証人に対して、2億円貸付に係る督促を平成23年1月12日に、催告及び担保金相殺請求予告を平成23年1月31日に、それぞれ行った。
- コ ㈱T S R及び連帯保証人に対して、3億円貸付及び2億円貸付に係る相殺及び貸付金残金請求を平成23年2月18日に行った。
- サ 平成23年3月25日、㈱T S R及び連帯保証人に対して、貸金返還請求訴訟を提起した。
- シ 平成24年3月26日、㈱T S R及び連帯保証人の認諾により、裁判は終結した。
- ス ㈱C S R及び連帯保証人に対して、3億円貸付に係る督促を平成24年7月19日に行った。
- セ ㈱C S Rに対して、平成25年3月25日に2億円貸付に係る請求を行った。
- ソ ㈱C S R及び連帯保証人に対して、2億円貸付に係る督促を平成25年4月25日に、3億円貸付及び2億円貸付に係る相殺及び貸付金残金請求を平成25年5月16日に行った。
- タ 平成24年6月19日に㈱C S Rの3億円貸付に係る弁済期日が到来した。
- チ 平成25年3月30日に㈱C S Rの2億円貸付に係る弁済期日が到来した。
- ツ 平成27年3月9日、㈱C S R及び連帯保証人に係る公正証書を作成した。
- テ 平成27年9月30日、公正証書に基づく㈱C S Rの弁済期日が到来した。
- ト 平成30年7月30日、㈱T S Rに対して認諾にも関わらず支払いがないことから催告を行った。また同日に㈱C S Rに対して公正証書作成にも関わらず支払いがないことから催告を行った。
- ナ ㈱T S R及び㈱C S R、連帯保証人に対して、貸付時点から請求、督促、催告、貸付金残金請求、またその後の貸金返還請求訴訟の提起、公正証書の作成、債権者

- 破産申立に至るまでの過程において、都度、相手方と弁済に向けた協議を行った。
- 二 平成30年11月9日、(株)TSR、(株)CSR、連帯保証人に対し債権者破産申立を行った。
  - ヌ 令和2年9月16日、連帯保証人に対する破産手続が終結した。
  - ネ 令和2年12月3日、(株)TSRに対する破産手続が終結、(株)CSRに対する破産手続は廃止した。
  - ノ 令和3年7月9日、連帯保証人が免責許可決定に係る破産手続の申立を行った。
  - ハ 連帯保証人の免責許可決定は令和3年10月28日に行われ、令和3年11月26日に確定した。これにより債権が消滅し回収不能となったことから、同日に不納欠損処理を行った。

### (3) 監査委員の判断

地方自治法第240条第2項において、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない、と規定している。また、地方自治法施行令第171条において、普通地方公共団体の長は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない、としている。

これを本件についてみると、請求人が証拠資料として提出した令和2年12月17日付「企業事業資金貸付金特別委員会資料」をみれば明らかなように、また、市が公開している資料「企業事業資金貸付金総括」によると、市が(株)TSR及び(株)CSRに対して返済に向けた取組みを継続して行っていたことが確認できる。

また、平成23年3月25日の貸金返還請求訴訟を提起した時点において、訴訟手続の中で相手方が一括弁済のための資力を有しないことを市は認識しており、また令和2年12月3日の債権者破産申立の終結によっても破産管財人による調査の結果、めぼしい資産がないことも判明した。

したがって、本件請求については、請求人の推測や一方的解釈にすぎないところや、可能性が漫然と存在すると主張するにとどまり、現時点において、地方自治法第242条第1項にいう「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」に該当するとは解されない。請求人が主張する損害の起因は不作為による怠る事実ではなく、破産という相手方の事情によるものであり、結果として回収が不可能となったことから、事務的処理として不納欠損処理を行ったものである。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。